

平成 29 年 2 月 2 日

平成29年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	みうら せいこう 三浦 誠幸
住所	登米市石越町
職業	無職

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	すずき やすこ 鈴木 泰子
住所	登米市東和町
職業	無職

報告第1号	専決処分の報告について
-------	-------------

本件は、交通事故等に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号	登米市土地開発公社の経営状況について
-------	--------------------

本件は、平成28年7月29日に宮城県知事の解散認可を受けて解散した登米市土地開発公社について、平成28年11月10日に清算人会において清算終了したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、登米市土地開発公社の経営状況について、議会に報告するものであります。

議案第1号	平成28年度登米市一般会計補正予算（第6号）
議案第2号	平成28年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第3号	平成28年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第4号	平成28年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第5号	平成28年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	平成28年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第7号	平成28年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	平成28年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第9号	平成28年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）
議案第10号	平成28年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）

本案は、議案第1号平成28年度登米市一般会計補正予算（第6号）から議案第10号平成28年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億830万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ492億4,984万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、国民健康保険特別会計繰出金1億1,053万円、

東日本大震災復興交付金返還金 2 億 5,513 万円などを増額する一方、臨時福祉給付金支給事業 6,361 万円、地域医療介護総合確保事業 7,350 万円、新クリーンセンター整備事業 1 億 8,793 万円などを減額して計上しているほか、人事異動などに伴い人件費を各款にわたり補正しております。

歳入では、個人市民税の増などから市税を 1 億 5,907 万円、地方交付税 1 億 4,404 万円、前年度繰越金 3 億 6,757 万円などを増額する一方、財政調整基金など基金繰入金 6 億 3,659 万円、市債 5 億 5,080 万円などを減額して計上しております。

また、継続費補正として変更 4 件、繰越明許費 12 件、債務負担行為補正として追加 40 件、地方債補正として廃止 1 件、変更 17 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で特定健康診査等事業費 1,082 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 1 件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金 95 万円などの減額と債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費 1 億 4,105 万円などの減額と債務負担行為 1 件を、土地取得特別会計の歳出で宅地造成事業特別会計への繰出金 4,984 万円を減額して計上しております。

下水道事業特別会計の歳出では、下水道施設整備費 4,854 万円などの減額と繰越明許費 1 件、債務負担行為補正として追加 2 件、地方債補正として変更 2 件を、宅地造成事業特別会計の歳出で企業用地造成事業費 4,984 万円の減額と継続費補正として変更 1 件、繰越明許費 1 件、債務負担行為 1 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、配給水施設整備事業 2 億 1,237 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 1 件、企業債補正として変更 6 件を計上しております。

病院事業会計では、医業収益 5 億 2,780 万円、医業費用 2 億 5,522 万円などの減額と継続費補正として変更 1 件、債務負担行為補正として追加 1 件、企業債補正として変更 1 件、たな卸資産購入限度額を減額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、事業収益 1,562 万円、事業費用 273 万円を減額、債務負担行為補正として追加 1 件を計上しております。

議案第 11 号	平成 29 年度登米市一般会計予算
議案第 12 号	平成 29 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 13 号	平成 29 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 14 号	平成 29 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 15 号	平成 29 年度登米市土地取得特別会計予算

議案第 16 号	平成 29 年度登米市下水道事業特別会計予算
議案第 17 号	平成 29 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 18 号	平成 29 年度登米市水道事業会計予算
議案第 19 号	平成 29 年度登米市病院事業会計予算
議案第 20 号	平成 29 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第 21 号	登米市名誉市民条例の制定について
----------	------------------

本案は、公共の福祉の増進、産業経済の発展、社会文化の振興等に著しい功績があった者に対しその功績をたたえ、登米市名誉市民の称号を贈り、市民の敬愛の対象として顕彰するため、本条例を制定するものであります。

議案第 22 号	登米市迫にぎわいセンター条例の全部改正について
----------	-------------------------

本案は、平成29年4月1日から、登米市迫にぎわいセンターの管理を直営で行うため、従来の指定管理者による管理から、市においても管理を行うことができるよう、本条例の全部を改正するものであります。(新旧対照表9ページ)

議案第 23 号	登米市サンクチュアリセンター条例の一部を改正する条例について
----------	--------------------------------

本案は、登米市サンクチュアリセンターについて、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づいた、指定管理者による管理を行うことができるよう、本条例の一部を改正するものであります。(新旧対照表15ページ)

議案第 24 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 425 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、介護認定審査会の委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で、市町村が条例で定めることが可能となったことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

併せて、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 300 号）が平成 29 年 4 月 1 日に施行することとされ、介護保険料の段階の判定に関する基準となる所得指標が見直されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表 17 ページ）

議案第 25 号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、豊里病院へ麻酔科標榜医師を配置したことに伴い、診療科目に麻酔科を加えるとともに、登米市民病院及び豊里病院並びに登米診療所の診療科目「耳鼻いんこう科」を常用漢字の「耳鼻咽喉科」に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。
（新旧対照表 19 ページ）

議案第 26 号	相互救済事業の委託について
----------	---------------

本案は、相互救済事業のうち建物災害共済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 2 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 27 号	市道路線の認定について
----------	-------------

本案は、立戸・小友線ほか 215 路線の市道路線認定を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号	市道路線の廃止について
--------	-------------

本案は、立戸・小友線ほか 107 路線の市道路線廃止を行うにあたり、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号	平成28年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
--------	-----------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

登米市迫にぎわいセンター条例 新旧対照表

改正案	現行								
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 商店街の振興及び活性化を図るとともに、地域社会の発展に資するため、迫にぎわいセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="587 1126 683 2042"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>迫にぎわいセンター</td> <td>登米市迫町佐沼字西佐沼70番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第 3 条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 商店街の活性化及び地域交流の促進に関すること。</p> <p>(2) 商店街組合等の支援に関すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務</p> <p>(休館日)</p> <p>第 4 条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 5 条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(利用の許可)</p>	名称	位置	迫にぎわいセンター	登米市迫町佐沼字西佐沼70番地	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 商店街の振興を図るとともに、地域産業の新たな経済環境への適応を図ることにより、地域経済の健全な発展に資するため、迫にぎわいセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="635 170 730 1077"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>迫にぎわいセンター</td> <td>登米市迫町佐沼字西佐沼70番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 商店街の活性化及び地域交流の促進に関すること。</p> <p>(2) 地域産業における情報処理の高度化の促進に関すること。</p> <p>(3) 特定非営利活動法人及び商店街組合等の支援に関すること。</p> <p>(4) その他目的の達成に必要な事業</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 4 条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第 5 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) センターの利用の許可に関する業務</p> <p>(2) センターの利用に係る利用料金に関する業務</p>	名称	位置	迫にぎわいセンター	登米市迫町佐沼字西佐沼70番地
名称	位置								
迫にぎわいセンター	登米市迫町佐沼字西佐沼70番地								
名称	位置								
迫にぎわいセンター	登米市迫町佐沼字西佐沼70番地								

第6条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、センターを利用するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置目的に反すると認めるとき。

（目的外利用、権利譲渡等の禁止）

第7条 前条第1項の利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、センターを利用許可を受けた目的以外の目的に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

（利用許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を停止することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

(3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

（休館日）

第7条 センターの休館日は、12月31日から翌年の1月2日までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休館し、又は開館することができる。

（利用時間）

第8条 センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第9条 センターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、センターの施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしない。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) センターの管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が不適當と認めるとき。

3 指定管理者は、利用許可をする場合において、必要があると認めると

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 市が、主催又は共催する事業に利用する場合 全額
- (2) 学校、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合 全額
- (3) 市内の社会福祉団体、社会教育団体、産業経済団体等が、その目的達成のために利用する場合 全額又は半額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 全額又は半額

又は半額

(使用料の返還)

第11条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復)

第12条 利用者は、その利用を終えたとき、若しくは停止されたとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、センターの施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることができる。

きは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又はセンターの施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は当該利用許可に付された条件に違反したとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(利用期間の制限)

第11条 センターの施設(事務室を除く。)を引き続き2日以上にわたって利用する場合に係る利用許可は、10日間を超えて与えることができない。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(利用料金)

第12条 利用者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 市が、主催又は共催する事業に利用する場合 全額

2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。

3 第6条、第8条、第10条及び第11条の規定は、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、第6条、第8条、第10条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、施設を利用しようとするものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

(2) 学校、幼稚園、保育所等が、その目的達成のために利用する場合
全額

(3) 市内の社会福祉団体、社会教育団体、産業経済団体等が、その目的達成のために利用する場合
全額又は半額

(4) その他市長が、必要と認める場合
全額又は半額

(利用料金の還付)

第14条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第15条 市長は、登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年登米市条例第10号)第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、センターの管理運営を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、別表に定める金額の範囲内において使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第9条、第10条、第12条第1項、第13条及び第14条の規定を準用する。この場合において、第9条及び第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者」とあるのは「使用料を市長」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条の見出し中「利

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の登米市迫にぎわいセンター条例の規定によりなされた利用許可、手続及びその他の行為は、改正後の登米市迫にぎわいセンター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第9条関係)

使用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
		冷房	暖房
研修室1	200円	100円	100円
研修室2	200円	100円	100円
研修室3	200円	100円	100円
和室	200円	100円	100円
交流ホール	200円	100円	100円

利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
(特別の設備)

第16条 センターに、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の器具を利用しようとする者は、その設備又は器具の種類及び内容を記載した仕様書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(目的外利用、権利譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターの施設を利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第18条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
(2) 建物その他の物件を汚損し、又はき損するおそれのある行為をしないこと。

(3) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(4) 指定管理者の承認を得ないで寄附の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと。

(5) その他指定管理者の指示に従うこと。
(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第12条関係)

迫にぎわいセンター利用料金

利用区分	単位	利用料金	冷暖房料	
			冷房	暖房

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外のものが利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 堂利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

事務室	1区画、1月当たり	6,000円	(使用料を含む)
研修室(1)	1時間当たり	200円	100円
研修室(2)	1時間当たり	200円	100円
和室	1時間当たり	200円	100円
附属設備	プロジェクトクーター	1回又は1日当たり	500円
	音響拡声装置	1回又は1日当たり	500円
	複写機	1枚当たり	10円
	カラープリンター	1枚当たり	20円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、利用料金(附属設備を除く。)を1.5倍した額とする。
- 3 堂利を目的に利用する場合は、利用料金(附属設備を除く。)を10倍した額とする。
- 4 事務室の1区画は、おおむね8㎡とする。

登米市サンクチュアリーセンター条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） <u>（入退館の規制）</u> 第5条（略） 第6条・第7条（略） <u>（指定管理者による管理）</u> 第8条 市長は、センターの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。 2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。 3 第5条及び第6条の規定は、第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 <u>（指定管理者の業務）</u> 第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) センターの入退館に関する業務 (2) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 <u>（指定管理者が行う管理の基準）</u> 第10条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が</p>	<p>第1条～第4条（略） <u>（入館の規則等）</u> 第5条（略） 第6条・第7条（略）</p>

<p>定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に關し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に關し必要な事項は、市長が定める。</p>
---	---

登米市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 <u>介護認定審査会 (第 2 条・第 2 条の 2)</u></p> <p>第 3 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p><u>(介護認定審査会の委員の任期)</u></p> <p><u>第 2 条の 2 登米市介護認定審査会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第 3 条～第 23 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 9 (略)</p> <p><u>(平成 29 年度における保険料率の特例)</u></p> <p><u>10 平成 29 年度における保険料率は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 令附則第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる者 35,928 円</u></p> <p><u>(2) 令附則第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる者 53,892 円</u></p> <p><u>(3) 令附則第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる者 53,892 円</u></p> <p><u>(4) 令附則第 19 条第 1 項第 4 号に掲げる者 64,668 円</u></p> <p><u>(5) 令附則第 19 条第 1 項第 5 号に掲げる者 71,856 円</u></p> <p><u>(6) 令附則第 19 条第 1 項第 6 号に掲げる者 86,220 円</u></p> <p><u>(7) 令附則第 19 条第 1 項第 7 号に掲げる者 93,408 円</u></p> <p><u>(8) 令附則第 19 条第 1 項第 8 号に掲げる者 107,784 円</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 <u>介護保険認定審査会 (第 2 条)</u></p> <p>第 3 章～第 6 章 (略)</p> <p>第 1 条・第 2 条 (略)</p> <p>第 3 条～第 23 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 ～ 9 (略)</p>

<p>(9) <u>令附則第19条第1項第9号に掲げる者 122,148円</u></p> <p>11 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,336円とする。</u></p>	
--	--

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略)		第1条 (略)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。		2 病院、診療所及び訪問看護ステーションの名称、位置、診療科目及び病床数は、次のとおりとする。	
名称	位置	診療科目	病床数
登米市立 登米市民 病院	登米市迫町 佐沼字下田 中25番地	内科 外科 血管外 科 脳神経外科 乳 腺外科 整形外科 小児科 皮膚科 泌 尿器科 産婦人科 眼科 <u>耳鼻咽喉科</u> リハビリテーシ ョン科 放射線科 麻酔科	一般病床 258床
(略)			
登米市立 豊里病院	登米市豊里 町土手下74 番地 1	内科 消化器内科 小 外科 整形外科 小 児科 皮膚科 眼科 <u>耳鼻咽喉科</u> <u>麻酔</u> 科 齒科	一般病床 69床 療養病床 30床

登米市立 登米診療 所	登米市登米町 寺池桜小路13 2番地1	内科 外科 整形外科 眼科 耳鼻咽喉科	—	—
//////	//////	//////	//////	//////
//////	//////	(略)	//////	//////

3 (略)

第3条～第10条 (略)

登米市立 登米診療 所	登米市登米町 寺池桜小路13 2番地1	内科 外科 整形外科 眼科 耳鼻いんこう 科	—	—
//////	//////	//////	//////	//////
//////	//////	(略)	//////	//////

3 (略)

第3条～第10条 (略)